年金番号又は配偶者の基礎年金番号を記載又は記録するときは、当該届書又は光ディスクに基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類又は配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一～六　（略）

２　（略）

（第三号被保険者の配偶者に関する届出）

第六条の三　（略）

２　前項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書又は光ディスクに基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

（法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の届出）

第六条の四　法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

二　届書に第四号に掲げる基礎年金番号を記載する者が、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名

三～六　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

（時効消滅不整合期間の届出）

第六条の五　（略）

２　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

（氏名変更の届出）

第七条　（略）

２　（略）

３　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

年金番号又は配偶者の基礎年金番号を記載又は記録するときは、当該届書又は光ディスクに国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類又は配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一～六　（略）

２　（略）

（第三号被保険者の配偶者に関する届出）

第六条の三　（略）

２　前項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書又は光ディスクに基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

（法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の届出）

第六条の四　法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

二　国民年金手帳に記載されている氏名に変更がある者にあつては、変更前の氏名

三～六　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

（時効消滅不整合期間の届出）

第六条の五　（略）

２　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

（氏名変更の届出）

第七条　（略）

２　（略）

３　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）